

令和元年 6 月

荷主関係団体 あて

国 土 交 通 省
厚 生 労 働 省

トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築に向けた
ご理解とご協力へのお願い（荷役作業・附帯業務関係）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業では、ドライバー不足が深刻化している状況にあり、法令を遵守しつつ働き方改革を進め、物流機能が滞ることがないようにしていくためには、ドライバーの長時間労働の是正を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

そのためには、発着荷主のご協力が必要不可欠となりますが、特に、長時間の荷待時間の発生や、契約に定めがない荷役作業等の発生により、トラック運送事業者が立てた当初の運行計画が崩れてしまうことは、ドライバーの拘束時間に関するルール違反を招くこととなり、法令遵守を妨げる要因となります。また、物流全体の効率性も損なわれ、持続的な物流機能にも影響が生じることとなります。

また、働き方改革関連法による令和 6 年度（2024 年度）からの時間外労働の上限規制の適用（年間 960 時間）に向けて、適切に対応できる環境を早期に整える必要があります。

こうした状況を踏まえ、中型以上のトラックについて、契約書に明記されていない荷役作業や附帯作業をドライバーが行った場合等には、当該作業を乗務記録に記載することを、トラック運送事業者に対して義務づける旨の改正が行われております。

これにより、荷役作業に関する実態把握及びトラック運送事業者が守るべき労働時間のルールである「改善基準告示」の遵守が図られるとともに、取引適正化にも資することとなるものと考えております。

つきましては、より多くの荷主の皆様にご周知致したく、「貨物自動車運送事業輸送安全規則」改正に関するリーフレットを送付致しますので、貴団体の広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配慮をいただければ誠に幸いに存じます。

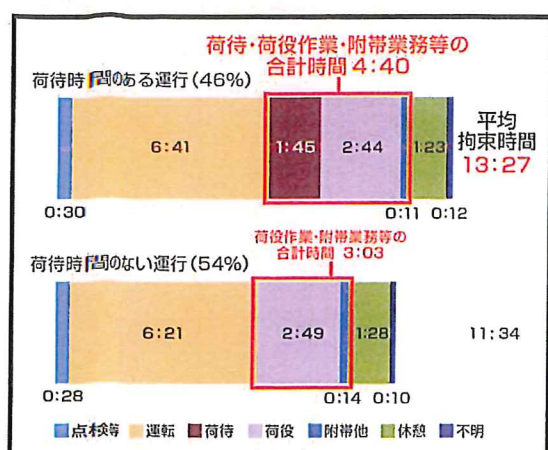
また、運送委託者が契約にはない役務を運送事業者に無償で提供させることは、独占禁止法や下請法に抵触する場合もございますので、その点に関しても趣旨をご理解いただき、トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築に向けて、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

○国土交通省 自動車局 貨物課	TEL：03-5253-8111(内線 41334)
○厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課	TEL：03-5253-1111(内線 5389)
○農林水産省 食料産業局 食品流通課	TEL：03-3502-8111(内線 4324)
○経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室	TEL：03-3501-0092(直通)
○経済産業省 中小企業庁 取引課	TEL：03-3501-1669(直通)
○公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課	TEL：03-3581-3375(直通)

令和元年6月15日から、ドライバーが 荷役作業や附帯業務を行った場合、当該作業は、 「乗務記録」の記載対象となります。

※「乗務記録」は法令に基づきトラック運送事業者が記録及び保存することが義務付けられているものです。

トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築のために



出典：「トラック輸送状況の実態調査結果」
(国土交通省：平成27年調査)

※ 荷主との契約書に、実施した荷役作業等が全て明記されている場合は、荷役作業等に要した時間の合計が1時間以上となった場合が対象となります。

また、記録内容について荷主が確認したか、あるいは荷主の確認が得られなかったかについても記録対象となります。



トラック運送業界では、ドライバーの長時間労働の是正が喫緊の課題ですが、長時間の荷待時間の発生に加え、荷主との契約に定めがない荷役作業等の発生により当初の運行計画が崩れることが、ドライバーの拘束時間に関する基準を超過する状況を招き、コンプライアンスを確保した運行を妨げる一因となっています。

こうした状況を踏まえ、国土交通省では「貨物自動車運送事業輸送安全規則」を改正しました（令和元年5月10日：公布、同年6月15日：施行）。

この省令改正は、トラックドライバーが**車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のトラックに乗務した場合**に、集貨地点等で積み込み若しくは取卸し又は附帯業務（以下「荷役作業等」という。）

を実施した場合も乗務記録の記載対象として追加するものです（荷待については、平成29年7月に既に記載対象となっています）。

国土交通省では、今回の一部改正により、より詳細に荷役作業等の実態を把握することで、トラック運送事業者と荷主の協力による改善への取組みを一層促進するとともに、国としても、トラック運送事業者やトラックドライバーに対して過度な要求をし、長時間労働を生じさせている荷主に勧告等を行うにあたっての判断材料とします。

荷役作業等の負担を軽減し、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、記録対象となる荷役作業等が発生した場合は必ず「乗務記録」に記載し、最低1年間は保存してください。



国土交通省



公益社団法人

全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

荷待時間・荷役作業等の記録義務付け(貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正)に伴う乗務記録付票【記載例】

※荷待については、平成 29 年 7 月に既に記載対象となっています。

〔 発荷主側で荷物の積み込み時に荷待・荷役作業等が発生し、
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合 〕

パターン例 (サンプルA)

8:45	集貨地点に到着	
9:00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機: 20分)	
9:20 ~ 9:40	附帯業務①(荷造り)	→20分
10:00 ~ 10:30	(荷主都合の待機: 20分)	
10:30 ~ 11:30	附帯業務②(ラベル貼り)	→30分
11:30	積み込み 出発	→60分

※荷役作業等が契約書に明記されていても、合計で1時間以上(110分)となるため記載要件に該当します。

〔 着荷主側で荷物の取卸し時に荷待・荷役作業等が発生し、
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合以外 〕

パターン例 (サンプルB)

15:45	荷卸し地点に到着	
16:00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機: 40分)	
16:40 ~ 17:00	取卸し	→20分
17:20 ~ 17:50	(荷主都合の待機: 20分)	
17:50	附帯業務 (梱入れ) 出発	→30分

※荷役作業等の合計時間が50分ですが、契約書に明記されていないので記載要件に該当します。

記入見本

荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名: 株式会社〇〇 車両番号: 〇〇〇〇

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	出発時刻
〇/△	〇〇 〇〇	〇〇物流センター	8:45	9:00
荷待待機 開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の 開始・終了時刻	積み込み/取卸しの 開始・終了時刻	出発時刻
9:00~9:20 9:40~10:00	40分	9:20~9:40 10:00~10:30	10:30~11:30	11:30
ドライバーが実施した荷役作業等の内容 (発・着) 荷主側担当者確認 得られた場合				
1. 積み込み (手荷役・機械荷役) 2. 取卸し (手荷役・機械荷役) 3. 荷造り 4. 仕分 5. 検収・検品 6. 荷待ち 7. 荷待ち 8. 梱入れ 9. ラベル貼り 10. ほか作業 11. その他 ()				

※別途デジタコなどの方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。
※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。
※〔発・着〕荷主側担当者確認欄には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

記入見本

荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名: 株式会社〇〇 車両番号: 〇〇〇〇

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	出発時刻
〇/△	〇〇 〇〇	〇〇物流センター	15:45	16:00
荷待待機 開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の 開始・終了時刻	積み込み/取卸しの 開始・終了時刻	出発時刻
16:00~16:40 17:00~17:20	60分	17:20~17:50	16:40~17:00	17:50
ドライバーが実施した荷役作業等の内容 (発・着) 荷主側担当者確認 得られた場合				
1. 積み込み (手荷役・機械荷役) 2. 取卸し (手荷役・機械荷役) 3. 荷造り 4. 仕分 5. 検収・検品 6. 荷待ち 7. 荷待ち 8. 梱入れ 9. ラベル貼り 10. ほか作業 11. その他 ()				

※別途デジタコなどの方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。
※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。
※〔発・着〕荷主側担当者確認欄には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。